

# 児童手当・特例給付 認定請求書

(あて先) 八千代市長

下記のとおり認定請求をします。また、認定請求にあたり、認定に必要な請求者及び配偶者等の所得、住民票、年金加入等の状況について八千代市が保有している公簿等により調査することに同意します。

												提出年月日		※受付確認年月日					
請求者	(ふりがな)					職業 ア. 被用者 イ. 公務員 職場 電話 ウ. 被用者等でない者	住所連絡先等	八千代市					支金融希機望関 金融機関名称 預金種類 普通・当座・貯蓄						
	氏名	印						電話番号											
	個人番号 (マイナンバー)									今年1月1日時点の住民登録地 (八千代市以外の方は記入)	都道府県	市区町村							
	性別	男	・	女	生年月日			昭和 平成	・	昨年1月1日時点の住民登録地 (八千代市以外の方は記入)	都道府県	市区町村							
配偶者について	配偶者の有無	有	・	無	配偶者と同居・別居の別	同	・	別	(ふりがな)						ア. 被用者 イ. 公務員 職場 電話 ウ. 被用者等でない者	配偶者 の 生 年 月 日	昭和 平成		
	配偶者と別居の場合								配偶者の氏名	現童手当・特例給付の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。					配偶者の 職業	配偶者 の 年 月 日	都道府県	市区町村	
	配偶者の住所								個人番号 (マイナンバー)							配偶者の 昨年1月1日時点の住民登録地	都道府県	市区町村	
児童	氏 名			統柄	生年月日		同居・別居 の別	別居している場合の別居先住所			監護の 有無	生計 関係	海外留学を している場合の 出国年月	※児童との関係で、 該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前 の児童○印	※小学校修了後中学校 修了前の児童○印		
					平成 令和	・	・	同	・	別	有 ・ 無	同一 ・ 維持	平成 令和	年	月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
					平成 令和	・	・	同	・	別	有 ・ 無	同一 ・ 維持	平成 令和	年	月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
					平成 令和	・	・	同	・	別	有 ・ 無	同一 ・ 維持	平成 令和	年	月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
					平成 令和	・	・	同	・	別	有 ・ 無	同一 ・ 維持	平成 令和	年	月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
					平成 令和	・	・	同	・	別	有 ・ 無	同一 ・ 維持	平成 令和	年	月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
請求者の加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別		ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済						譲渡所得の有無			有	・	無	認定・却下	認定・却下年月日		支給開始年月	区分	手当額
								扶養親族等 人(うち年少: 人) (うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数 人)			控除後の所得額		所得制限限度額		・児童手当 ・特例給付	3歳未満分 0 0 0 円			
								所得の状況			年分所得額 円	0 0 0 円				・3歳以上小学校修了前分 0 0 0 円			
添付書類	保険証 コピー	添付・後日・国年・年加(後日)			その他 不足	・口座・別監・生計・同居父母・附票・パスポート・						個人番号 確認	□個人番号カード □個人番号通知カード	□その他( ) □端末					
審査	所 得 の 合 計 額			控除															
				雑損控除額	医療費控除額	小掛金控除額	企業共済等 障害人控除額	障害者控除額	寡婦学生控除額	寡夫額	勤労学生控除額	児童手当法施行令 第3条第1項による控除							
	円	円	円	円	円	円	円	円	80,000円										
備考																			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 記入押印に代えて、署名することができます。 ※印の欄は記入しないでください。

注意

- 1 請求者氏名の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 請求者個人番号の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 3 請求者職業、性別、生年月日、配偶者情報、加入年金の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 請求者住所の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
- 5 配偶者関係の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 6 児童の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 児童の欄の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 加入年金の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
  - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。
  - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 扶養親族等の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また[ ]内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
  - なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
  - いざれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 所得の状況の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
  - なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
  - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
  - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
  - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
  - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
  - ク 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ケ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

備考 1・必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。 2・受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。